

設楽町過疎地域持続的発展支援における固定資産税の課税免除に関する
条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

設楽町長 土屋 浩

令和 7 年設楽町条例第 1 5 号

設楽町過疎地域持続的発展支援における固定資産税の課税免除に関する
条例の一部を改正する条例

設楽町過疎地域持続的発展支援における固定資産税の課税免除に関する条例（令和 3 年設楽町条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「令和 6 年 3 月 31 日まで」を「令和 9 年 3 月 31 日まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 2 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

設楽町過疎地域持続的発展支援における固定資産税の課税免除に関する条例（令和３年設楽町条例第９号）

新旧対照表

改正後	改正前
（課税免除） 第２条 町長は、法第２条第２項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から<u>令和９年３月31日</u>までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第４項の表の第１号の中欄又は第45条第３項の表の第１号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第４項の表の第１号の下欄又は第45条第３項の表の第１号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価格の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の９第10項第１号に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。）をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して、１年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について課税免除をする。 (1)・(2) （略）	（課税免除） 第２条 町長は、法第２条第２項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から<u>令和６年３月31日</u>までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第４項の表の第１号の中欄又は第45条第３項の表の第１号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第４項の表の第１号の下欄又は第45条第３項の表の第１号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価格の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の９第10項第１号に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。）をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して、１年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について課税免除をする。 (1)・(2) （略）